

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍 ◆

第 12 回 「中国のリコール制度について」

【ニュース概略】 3 月 13 日、国家質検総局の劉平均・副局長は「『自動車管理リコール条例』の年内公布を目指し、現在関連する法律法規を整備している」と明らかにした。統計によると、2010 年における中国の自動車リコール累積台数は 117.7 万台で、そのうち輸入車のリコール台数は 17.6 万台だった。(中国網の記事より抜粋)

中国はここ最近、消費者保護に立脚した、製品のリコール制度を積極的に推進しようとしています。リコール制度とは、製品に欠陥がある場合、製造業者が消費者にその事実を公表し、回収・修理を行う制度を指し、日本を含む先進諸国ではすでに広く採用されています。今回は、中国の製品リコール制度を巡る法環境はどうなっているのか、また将来的にどうなるのかという問題について、簡単に紹介したいと思います。

まず、中国では「産品質量法」や「侵権責任法」において、業界を問わず、欠陥製品の回収・修理・リコールを一律に求める原則的な規定が設けられています。特に、10 年 7 月より施行されている「侵権責任法」(権利侵害責任法)では、「製品の流通後に欠陥が存在することを発見した場合、生産者および販売者は、警告およびリコール等の救済措置を遅滞なく講じなければならない。救済措置が不十分であり、損害をもたらした者は、権利侵害責任を負わなければならない」と明文化されています。

一方、リコールを実施する具体的なプロセスや販売業者としてリコールを実施しなければならない状況などについては、本法で詳細に設定されておらず、09 年に国務院が「欠陥製品リコール管理条例(草案)」を公布し、パブリックコメントを募集しましたが、約 2 年経った現時点でも、公布の目処は立っていません。これは、すべての製品に対するリコール制度の確立を求めるには、各業界の管理体制がまだ整備されておらず、専門家も不足しているためと考えられます。

しかし、上述した管理条例の公布に先駆け、製品別の部門規定は公布されています。例えば、04 年に自動車、07 年に食品、児童玩具および薬品に関するリコール規定が相次いで公布されました。また、10 年には国務院が自動車、家電、医療器械それぞれの分野に関するリコール規定の草案について、パブリックコメントを募集しています。冒頭のニュースにある「自動車管

理リコール条例」については、国務院が 04 年に国家品質監督検査検疫総局、商務局などの 4 部門によって公布された「欠陥自動車製品リコール管理規定」の内容を改定すると共に、立法レベルを従来の「部門規定」から「行政法規」に一段引き上げる策であると考えます。ちなみに、部門規定のレベルでは、罰金を与える権限は最高 3 万元までとされていますが、今後、行政法規への格上げと共に、罰則が大幅に引き上げられるのではないかと考えられます。

すでに公布された各部門規定の内容からみれば、(1) 人身および財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在する場合(自動車・児童玩具・薬品)(2) 自動車の安全に関する国家標準に合致しない場合(自動車)(3) 人身の健康に損害をもたらした、またはもたらす可能性があることがすでに証明された場合(食品)には、製造業者が自主的にリコールを発動したり、監督管理当局がリコールの実施を命令することができるかとされています。

リコールを自主的に実施する手順としては、(1) 欠陥の存在が判明次第、危害の程度を考慮し、製造業者より一定時間内に監督管理当局に報告する(2) 販売業者や消費者へ通知及び告示を行う(3) リコール製品を回収、修理・交換するなど、各方面の対応が求められます。

総体的に見れば、リコールの実施には資金面、人員面において一定のキャパシティを持つ必要があるのみならず、機敏かつ効率的な社内体制を確立しておくことが不可欠です。今後、リコール制度の実施対象のさらなる拡大に伴い、日系企業は P L 責任保険への加入や、危機管理体制の構築を含め、経営レベルの向上がこれまで以上に求められることになるでしょう。

< 筆者紹介 >

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京)：北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話(北京)：(8610) 6530-7711

HP：http://www.aaalawfirm.com

E-mail：xionglin@aaalawfirm.com